

退職手当支給条例の主な改正内容

1 地方公務員の育児休業等に関する法律の改正による育児短時間勤務制度の導入に伴う改正

(1) 内 容

- ア 育児短時間勤務をした期間を現実に職務に従事することを要しない期間としました。(第13条の4第1項)
- イ 勤続期間の計算について、育児短時間勤務をした期間の3分の1の期間を除算期間としました。(第14条第4項)
- ウ 育児短時間勤務の期間中に職員が退職した場合における退職手当の計算の基礎となる給料月額については、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときにその者の受けるべき給料月額としま

した。(第 32 条第 3 項)

(2) 施行日

平成 20 年 3 月 3 日

2 地方公務員法の改正による自己啓発等休業制度の導入に伴う改正

(1) 内 容

ア 自己啓発等休業をした期間を現実に職務に従事することを要しない期間としました。(第 13 条の 4 第 1 項)

イ 勤続期間の計算について、自己啓発等休業をした期間(休業期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の支給条例施行規則第 49 条に定める要件(支給条例施行規則の主な改正内容の 2(1)の内容)に該当す

る場合は、休業をした期間の2分の1の期間)を除算期間
としました。(第14条第4項)

(2) 施行日

平成20年3月3日